

## 川崎市告示第9号

### 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年1月8日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 形質変更時要届出区域の所在地

中原区等々力 970 番、1011 番、1021 番 1、1031 番 1、1049 番 1、1052 番 1、1054 番 1、1059 番、1060 番、3166 番 2、3230 番、4041 番 1、4042 番 1、4046 番 1、4047 番 1 の各一部、道(中原区等々力地内(無地番))の一部(別図1及び別図2のとおり)

#### 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

#### 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

#### 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第 58 条第5項第 10 号から第 13 号

までの該当の有無

該当なし